

令和2年度第2回 全国健康保険協会愛媛支部評議会 議事概要

令和2年度愛媛支部第2回評議会が開催されました。その概要は以下のとおりです。

開催日時：令和2年10月20日（火）10：00～12：00

開催場所：東京第一ホテル松山 11階 スカイブリリアン

《議題》

第1号議案：令和3年度保険料率について

第2号議案：インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等について

第3号議案：令和3年度支部保険者機能強化予算について

その他：オンライン資格確認等について

出席者 和泉評議員、大政評議員、越智評議員、中村評議員、藤田評議員、
村岡評議員、村田評議員、森口評議員（五十音順）

事務局より各議題について資料に基づき説明。

評議員からの質疑・意見等は以下のとおり。

1. 令和3年度保険料率について

（被保険者代表）

9.8%に下げても将来的には上げなければならないため、10%維持とした方がよい。

（学識経験者）

コロナの影響がない通常のケースとコロナのケースとで試算しているが、協会けんぽとしてはどちらのケースになると考えているのか。

（事務局）

コロナの影響が十分見えていないためまだ分からないが、通常のケースは楽観的だと考えている。

（学識経験者）

コロナケースを十分に考えるべき。リーマンショック時のGDPの落ち込みは17.8%であったが、それに対し、コロナ禍は28.1%であった。このことからみても、コロナ禍の経済への深刻度はリーマンショック時を超えており、影響を無視できないと考える。現時点では最悪のシナリオ（コロナⅢ）も想定しなければならないが、今後の状況を見ながら修正すべきである。

(事業主代表)

賃金の上昇率が0%や0.6%で推移していくことは考えられない。賃金の伸びがないというのは悲観的ではないかと感じた。

(事務局)

リーマンショック時には賃金がマイナスとなっていた事実があったため、この試算をしている。

(被保険者代表)

資料の中に「令和2年7月31日時点で約770億円の保険料の納付猶予が発生する」とあり、8月末では1,000億円を超える納付猶予が発生することであるが、この影響はいつまで続くと考えているのか。

(事務局)

現時点では納付猶予措置が執られており、猶予期間は最大で1年間で、令和2年度には納付がされないため、保険料収入としては一旦減少するが、猶予期間後には猶予分が納付される予定であり、準備金に与える影響は一時的なものであると考えている。

(事業主代表)

リーマンショック時とコロナ禍では内容が違う。コロナ禍は自粛を求めたりするなど人為的な部分で経済への影響はあるが、賃金下がるということはないのではと考えている。

(被保険者代表)

10%維持が妥当である。賃金については、今年のボーナスにも影響が出ている。中小企業の春闘の話では、来年の賃上げは厳しい状況である。賃金の上昇率が0%はありえないが、引き上げ率がゼロの会社は増えるのではないか。

(学識経験者)

リーマンショック時と同等に算定することには懸念がある。リーマンショックとコロナ禍ではリスクファクターが違うため、試算には違和感がある。今後さらに高齢化率が上がっていき、生産年齢人口が減少していくという状況になるため、コロナ禍の状況を除外しても保険料率の引き下げは危うい。現状維持が妥当ではないか。

(学識経験者)

10%維持が妥当と考える。コロナ禍は見通しが不明であり、その時々状況を見ながら検討する必要がある。

(被保険者代表) <議長>

私も10%維持が妥当と考える。それでは皆様のご意見を踏まえ、愛媛支部評議会としては10%維持ということによろしいか。

<評議員>

異議なし。

2. インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等について

(被保険者代表)

インセンティブ分の保険料率を0.007%としなかった場合、他にどのような選択肢があるのか。

(事務局)

0.004%のまま据え置き、もう1年延ばすということも考えられるが、法令により定められており法令の改正が必要である。

(学識経験者)

コロナによる影響は令和2年3月だけなのか。

(事務局)

コロナ拡大により業務を縮小したのが令和2年2月末からであったため、影響が出ているのは令和2年3月のみの限定的なものと考えている。なお、令和2年度の評価については今後改めて議論していただく予定である。

(事業主代表)

インセンティブの保険料率0.01%は各支部が拠出するものなのか。

(事務局)

その通りである。本部の運営委員会でも議論がされた結果このようになっている。インセンティブ制度を使って、加入者の健診受診行動等を変えていき、報奨金を与えて保険料率を下げるというものであるが、コロナの影響により難しい状況になってきたことは感じている。

(被保険者代表) <議長>

インセンティブ制度について異論がなければ、事務局の提案通り取り扱うことでよいか。

<評議員>

異議なし。

3. 令和3年度 愛媛支部保険者機能強化予算について

(事業主代表)

健康器具の貸し出しとあるが、どのようなものを貸し出ししているのか。

(事務局)

血圧計を希望する事業所へ貸し出ししている。

(事業主代表)

貸し出しを終了するという事なのか。

(事務局)

新たに機器を購入しないということであり、既存のものを活用して貸し出しは行う。

(学識経験者)

事務所型車両を活用した特定保健指導とあるが、事務所型車両はすでに改造しているということなのか。また、その場合は今後どのように使用する予定なのか。

(事務局)

事務所型車両はリースする予定であったが、コロナの影響により中止した。その代替りとして、支部保健師、管理栄養士が事業所へ行き、会議室等をお借りし三密を避けて保健指導を実施する。

(被保険者代表)

健康づくり講座を100回分として計上しているが、どのように計算しているのか。また、セミナーの実施状況を教えてほしい。

(事務局)

1回あたりの委託費等を踏まえ100回として計上している。内容としては出前講座、WEBでの講座、動画の作成費等を想定し計算している。なお、今年度のセミナーはコロナの影響によりすべて中止している。

(被保険者代表)

100回実施だとそれだけのマンパワーが必要ではないか。

(事務局)

講師派遣を含めて、専門機関への委託により実施する。外部委託を最大限活用して効果的に実施したい。

(事業主代表)

I C Tを利用するというの具体的などのようなことをされるのか。

(事務局)

パソコン・タブレットでズーム等を使用し、遠隔で保健指導を実施する。

(被保険者代表) <議長>

コロナの影響によって協会けんぽから受診者へのアプローチの仕方も変わってくると思うが、積極的に推進していただきたい。議題について事務局の提案通りとしてよいか。

<評議員>

異議なし。

4. その他 (オンライン資格確認等)

(事業主代表)

オンライン資格開始により、債権回収の業務も減ってくると思われるので、一刻も早く実現してほしい。

(事務局)

保険証の誤使用による債権が多数あるため、実施となれば圧倒的に減少すると思われる。

(被保険者代表)

資格喪失等の届出からシステム上反映するまでのタイムラグは生じるため、資格確認が100%となるのは難しいと思うが、入口としては大きな成果だと思う。

5. 連絡事項について

次回評議会は、令和3年1月に開催予定。

以上